

**新潟市次期図書館情報システム等導入業務
落札者決定基準**

令和 7 年 6 月

新潟市立中央図書館

目次

1.	本書の目的	1
2.	落札者の決定を行う者	1
3.	落札者の決定方法	1
3.1.	配点	1
3.2.	価格点の算出方法	2
3.3.	各年度の上限金額	2
3.4.	技術点の算出方法	2
(1)	提案書評価	3
(2)	デモンストレーション評価	3
(3)	プレゼンテーション評価	4
(4)	合格基準点	4
4.	その他	4

1. 本書の目的

この落札者決定基準は、新潟市（以下「本市」という。）が、「地方自治法施行令第167条の10の2」に定める価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利な者を落札者とする方法（下線部分を以下「総合評価落札方式一般競争入札」という。）により、「次期図書館情報システム等導入業務」（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するにあたり、あらかじめ落札者を決定する基準を明確にすることを目的とする。

2. 落札者の決定を行う者

落札者の決定にあたり、「新潟市次期図書館情報システム等導入業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、落札者及び総合評価落札方式一般競争入札に必要な事項を決定する。

また、選定委員会は、ほんぽーと新潟市立中央図書館が事務局を務め、計5名の選定委員で構成する。

新潟市 教育委員会 教育次長

新潟市 教育委員会 中央図書館長

新潟市 教育委員会 中央図書館長補佐

新潟市 総務部 デジタル行政推進課長

新潟市 政策企画部 広報課長

その他、選定委員会の設置に関して必要な事項は、「新潟市次期図書館情報システム等導入業務委託事業者選定委員会設置要綱」で別途定める。

3. 落札者の決定方法

選定委員会は、本市から本件の入札参加資格を得た者（以下「入札参加者」という。）が、本市手続きに沿って適正に行った入札及び提案に基づき、価格に対する点数（下線部分を以下「価格点」という。）と提案内容、デモンストレーション及びプレゼンテーションに対する点数（下線部分を以下「技術点」という。）をそれぞれ算出し、「価格点」と「技術点」の合計（下線部分を以下「総合評価点」という。）が最も高い者を、本件の落札者として決定する。

3.1. 配点

配点は、【図表 3.1. 配点表】に記載のとおりとする。

なお、「価格点」及び「技術点」及び「総合評価点」の算出時に小数点以下があった場合は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを有効とする。

【図表 3. 1. 配点表】

区分		配点	
価格点		2,400 点	
技術点	提案書評価	7,200 点	9,600 点
	デモンストレーション評価	1,320 点	
	プレゼンテーション評価	1,080 点	
総合評価点		12,000 点	

3. 2. 価格点の算出方法

価格点は、入札参加者が適正に入札した入札書を開札した結果から、次の【図表 3. 2. 価格点の算出方法】に記載した算出方法にあてはめて算出する。

なお、入札書に記載された入札価格が、予定価格を上回った場合は、その入札を行った入札参加者は失格となり、当該入札を無効とする。

【図表 3. 2. 価格点の算出方法】

区分	配点	算出方法
価格点	2,400 点	価格点の配点 $\times$ (1 - 入札価格 $\div$ 予定価格)

3. 3. 各年度の上限金額

各年度・各業務の上限金額は「入札説明書」【1. (6) 予定価格】に記載のとおり。各年度・各業務の金額が設定した上限金額をひとつでも上回った場合は、その入札を行った入札参加者は失格となり、当該入札を無効とする。

3. 4. 技術点の算出方法

技術点は、次の【図表 3. 4. 技術点の算出方法】に記載のとおり、評価対象を 3 分割し、入札参加者がそれぞれ適正に行った提案内容から、次の「(1) 提案書評価」から「(3) プレゼンテーション評価」までに記載した方法で各評価点を算出し、各評価点の合計を技術点とする。

【図表 3. 4. 技術点の算出方法】

評価対象区分	配点	評価担当者	評価方法
(1) 提案書評価	7,200 点	選定委員の計 5 名	相対評価・絶対評価
(2) デモンストレーション評価	1,320 点	選定委員会から指名を受けた職員の計 10 名	絶対評価
(3) プレゼンテーション評価	1,080 点	選定委員の計 5 名	絶対評価

(1) 提案書評価

選定委員会は、入札参加者が適正に提出した提案書の記載内容を対象として、入札説明書別紙2「提案書評価項目」の項目毎に提案内容を確認し、評価を行う。

各評価項目の配点基準は、相対評価の場合、最も優れた提案（1位）に配点の100%、2位に配点の75%、3位以降に配点の50%を付与する。また、絶対評価の場合、配点に対し非常に良いに100%、良いに75%、どちらでもないに50%、悪いに0%を付与する。

【図表(1) 提案書評価】

評価方法	標語/順位	評点
絶対評価	非常に良い	100%
	良い	75%
	どちらでもない	50%
	悪い	0%
相対評価	1位	100%
	2位	75%
	3位以下	50%

ただし、入札説明書別紙2「提案書評価項目」の「機能要件、帳票要件・連携要件への対応度」については、回答様式5「機能要件一覧」、回答様式6「帳票要件一覧」、回答様式7「連携要件一覧」の回答内容に基づき、予め本市が定める算出方式によりパッケージ適合度(%)を算出し、当該項目にかかる配点割合×パッケージ適合度(%)による絶対評価を行う。また、同じく「運用保守費用」については、最低入札価格／入札価格×価格点で算出し、相対評価を行う。評価点の配分については非開示とする。

(2) デモンストレーション評価

デモンストレーション評価の評価担当者は、入札参加者が面前で提案するシステムのデモンストレーションの内容を対象として、入札説明書別紙3「デモンストレーション評価項目」の項目毎に提案内容を確認し、絶対評価を行う。

なお、デモンストレーションは、選定委員会が指定した日時・場所・シナリオで実施し、入札説明書に記載の要件を内容とする。

また、各評価担当者が算出した評価結果（得点）の総和をデモンストレーション

評価点とし、選定委員会の承認をもって確定する。

選定委員会から指名を受けた職員 10 名の構成、評価点の配分について非開示とする。

(3) プレゼンテーション評価

選定委員会の各委員は、入札参加者が面前で実施するプレゼンテーションの内容を対象として、入札説明書別紙 5「プレゼンテーション評価項目」の項目毎に提案内容を確認し、絶対評価を行う。

なお、プレゼンテーションは、選定委員会が指定した日時・場所で行い、入札説明書に記載の要件を内容とする。

また、各選定委員が算出した評価結果（得点）の総和をプレゼンテーション評価点とし、選定委員会の承認をもって確定する。評価点の配分については非開示とする。

(4) 合格基準点

技術点の合格基準点は、4,800 点とする。

計算根拠：技術点の配点（9,600 点）×50%

4. その他

- 提案内容（デモンストレーション、プレゼンテーション等での説明、質疑応答を含む）は、本業務委託契約の一部とする。ただし、仕様書を上位に位置付け、本市が承認した提案内容を部分的に採用する。
- 総合評価点が最も高い者が 2 者以上となった場合には、技術点が高い者を落札者とし、技術点も同じくなる場合には、くじにより落札者を決定する。
- 全ての入札参加者が落札者とならない場合は、「政府調達に関する協定を改正する議定書」第 12 条に基づく交渉を行う。
- 本書の記載にない事項が生じた場合は、選定委員会で協議したうえで、委員長が決定する。